

(指定工事店、責任技術者)

## 誓 約 書

高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記の事項について誓約します。

また、裏面役員等一覧表について所轄警察署に照会すること、並びに照会で得た情報を高砂市教育長、高砂市上下水道事業管理者及び高砂市病院事業管理者に提供することについて同意します。

なお、これらの事項に反する場合、高砂市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

### 記

1 高砂市における暴力団の排除に関する条例（平成24年高砂市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第2号で規定する暴力団員に該当しないこと。

2 条例第2条第3号で規定する暴力団密接関係に該当しないこと。

令和 年 月 日

高砂市上下水道事業管理者様

住 所  
(所在地)

氏 名  
〔法人名  
代表者名〕

※裏面の「役員等一覧表」に必要事項を記載してください。

### 高砂市における暴力団の排除に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2） 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（3） 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 暴力団員が役員（法第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

（ア）自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

（イ）暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

（ウ）（ア）又は（イ）に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者を相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

（4）省略

(指定工事店、責任技術者)

(誓約書添付資料)

## 役員等一覽表

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
  - ② 団体及び個人事業所の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者を記載してください。
  - ③ 生年月日の記載について、元号に〇をつけてください。
  - ④ 性別の記載について、どちらかに〇をつけてください。
  - ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

※上記に記載された個人情報については、目的以外には使用いたしません。また、その取扱いについては、高砂市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。